

# 経営状況分析業務委託約款

最終更新日：令和5年8月4日

経営状況分析業務委託申請者（以下「甲」という。）と経営状況分析業務受託者株式会社建設業経営情報分析センター（以下「乙」という。）は、経営状況分析に係る業務（以下「本件業務」という。）の委託に関して、以下の条項の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

## （契約の目的）

第1条 甲は、建設業法第27条の2第2項第1号に定める経営状況分析（以下「分析」という。）の業務を委託し、乙がこれを受託する場合は、法令および本約款に基づき契約を履行し、誠意を持って分析の業務を実施する。

## （契約の成立）

第2条 甲は、乙に対し、乙の定める経営状況分析申請書および添付書類（以下「申請書等」という。）と財務諸表データを提出して本契約の申込みを行い、乙が申請書等と財務諸表データを受領し、分析手数料の入金があった日をもって本契約が成立したこととする。

- 1 甲は、申請に先立ち、乙に対し乙の定める方法により分析手数料を支払う。分析手数料は、乙のウェブサイト（<https://www.ciac.jp>）に掲載する。
- 2 乙は、本契約が成立した場合にはこれを遅滞なく審査し、乙において受理できない事由ある場合には受領後7営業日以内に甲に対し、受理できない旨通知し（以下「申請不受理通知」という。）受領した申請書等を返還する。但し、この場合の通知及び返還に要する費用は甲の負担とする。
- 3 乙が甲に対し通知する申請不受理通知が、甲に到達することなく返送された場合は、宛先表記の誤記等の場合を除き、同通知を発信したときに甲に対する申請不受理通知がなされたものとみなし、本契約は成立しない。

## （資料の提出・報告）

第3条 甲は、乙に対し、乙の本件業務遂行にあたり、必要な一切の情報を提供しなければならない。特に、申請内容に疑義がある場合には、疑義調査に必要な一切の情報を提供しなければならない。

- 1 乙は、前項の目的を達成するため、甲に対し、乙の裁量において、必要な資料の提出または報告を求めることができる。
- 2 甲は、乙から前項の要求を受けた場合は、真実の資料の提出または真実の報告を行わなければならない。

## （変更事項の通知）

第4条 甲は、乙が経営状況分析結果を通知するまでに、次の場合及びその他経営状況分析に重要な影響を与える事象が生じた場合には、乙に対し書面をもって速やかに通知することとする。

- 一 甲の商業登記事項に変更があったとき。
- 二 乙に提出した申請書等に誤りがあることが判明したとき。
- 三 甲の審査対象事業年度及び分析処理の区分が変更になったとき。
- 四 特定調停の申立て及び裁判所の関与しない債務整理の手続きが開始されたとき。
- 五 その他経営状況分析に影響を与える事由が発生したとき。

## （手数料の返還）

第5条 乙は、一旦甲から受領した分析手数料は返還しない。

- 1 前項の規定によらず、乙は次の場合には甲に対し一旦甲から受領した分析手数料を返還する。但し、返還に要する費用は甲の負担とし、返還の手続きは、乙が定めることとする。
  - 一 甲が本契約成立前に申請を撤回したとき。
  - 二 乙が申請を不受理としたとき。
  - 三 その他乙が返還を相当とすべきと判断したとき。

## （秘密保持）

第6条 乙は、本業務を行ううえで知り得た内容について守秘義務を負うこととする。但し、登録経営状況分析機関としての法令に基づく報告、資料の提出についてはこの限りではない。

## （保管義務）

第7条 乙は、本業務遂行中、甲から提出を受けた書類その他の受領物品を、乙のセキュリティポリシーに基づいて、細心の注意をもって保管する。

- 1 乙は、受領した書類等を、本業務終了後、法令の定める保存期間終了後、乙の裁量により適宜処分することができる。

(契約の内容)

- 第8条 乙は、法令に基づき、甲に対し分析結果を経営状況分析結果通知書として簡易書留郵便またはレターパックにて通知することにより、本業務を完了する。但し、郵便不達に関する責任を負わないものとする。
- 乙は、本契約成立後30日以内に前項の通知をするものとする。但し、疑義調査のための資料等の提出を求めた場合、要請した日からその資料等を受領するまでの日数は上記日数に加えない。
  - 乙は、前項に定める期間内に通知をすることができないと認められる事情が生じた時は、あらかじめ甲に対し通知するものとするが、本業務の遅延については一切責任を負わない。

(損害賠償)

- 第9条 乙は、本業務を所定の方式に従い善良な管理者の注意義務を果たして遂行している限り、本業務に関し甲に何らかの損害が発生したといえども一切責任を負わない。
- 乙が、善良なる管理者の注意義務を怠り、本業務に関し甲に損害が発生した場合で、乙が損害賠償の責を負うことになった場合、その賠償金額は当該契約成立時の分析手数料額の2倍を限度とする。

(乙の契約解除権)

- 第10条 乙は、次の場合には甲に対し一定の期間を定めた催告を行い、その期限までに当該事項が是正されない場合、本契約を一方的に解除できる。
- 甲が、第3条に基づく要求に応じないとき。
  - 甲が、本契約の条項に違反したとき。
  - 甲の責に帰すべき事由により本契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 乙は、次の場合には、何らの催告もなく即時に本契約を解除することができる。
- 甲が、破産、民事再生、会社整理、会社更生、特別清算の手続申立てを受け、もしくは申立てをしたとき。
  - 前号のほか、甲が債務整理に関する裁判所の関与する手続を申立て、もしくは申立てを受けたとき、又は、甲が自ら営業の廃止を表明した時など支払を停止したと認められる事実が発生したとき。

(契約の解除)

- 第11条 本契約が解除された場合は次のとおりとする。
- 乙は、甲から受領済みの分析手数料を返還しない。
  - 乙は、受領物品を返還することなく乙の裁量により適宜処分することができる。但し、次項により受領物品を甲へ返還する場合はこの限りでない。
- 2 乙は、解除の効力が生じた日から15日以内に甲から返還の請求を受けた場合は、請求にかかる物品を遅滞なく甲に返還する。但し、返還に要する費用は甲の負担とする。

(協議解決)

- 第12条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じたときについては、甲及び乙は、誠意を持って協議の上、円満に解決を図るものとする。

(専属的合意管轄)

- 第13条 本契約について紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。民事調停事件については東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本約款は予告なしに変更する場合があります。

最新の内容は、弊社ウェブサイト (<https://www.ciac.jp/>) にてご確認ください。

株式会社建設業経営情報分析センターの許可無く、この約款の転載、複製等を固く禁じます。